

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第20回）開催結果概要

1 日時

平成19年5月11日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，飯田裕美子，河村博，酒巻匡，高橋宏志〔座長〕，
中尾正信，前田裕司，山本和彦

（事務総局）

戸倉三郎審議官，安東章総務局第二課長，花村良一民事局第一・三課長，
伊藤雅人刑事局第一・三課長，早田尚貴行政局参事官，松村徹家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因について

伊藤刑事局第一課長から，資料1に基づき，刑事訴訟事件の審理期間に影響を
及ぼす要因について説明がされた。

（河村委員）

資料1 - 1の4ページ目のウの（ア）の部分だが，公判前整理手続において，
予断排除の原則に抵触することなく証拠請求や証拠決定を行うことができるのは，
本手続が，あくまで公判審理を計画的かつ円滑に進行するために行われるもので
あり，裁判所が証拠に触れるとしても，その信用性を判断するわけではないし，
心証を形成することもないからである。公判前整理手続施行以前の事前準備で証
拠請求や証拠決定がおこなわれなかったのは，公判前整理手続が法定化される以
前は，公判期日前の証拠調べ請求につき，刑事訴訟規則第188条ただし書きが
第一回公判期日前の請求を除外していたからである。予断排除の原則は，公判前

整理手続施行後も維持されており，この点につき誤解を生じさせないような記載にしてほしい。

次に，任意性の立証と長期化に関する記述について，14ページの3の(1)のイの部分と，17のページの(3)のアとイの部分になるが，確かに，捜査段階の供述の任意性が争われた事案において，捜査官に対する証人尋問が行われる事例はある。しかし，個人的な経験から言っても，そもそも任意性を争われる事件というのは非常にまれであり，なおかつ，任意性が争われた事件についても，大部分は，被告人質問だけだったり，一，二回の証人尋問で終わるものが圧倒的多数である。また，同一証人に対する証人尋問，被告人質問が長期間にわたって行われるのは，任意性に関するものに特有の問題ではなく，等しく，長期化する事件の証人尋問や被告人質問全般に共通する現象であると思う。

さらに，資料には，「取調べの状況に関する捜査官の供述調書が作成されることは稀であることから，弁護人が捜査官の供述内容を事前に把握できないため，反対尋問を主尋問と別の期日で実施することを求める弁護人の要望が容れられ」との記載があるが，こういった要望を直ちに受け入れることが，裁判所の訴訟指揮として適切なのかということも考える必要がある。また，弁護人は，取調べ状況について，被告人から事情を聴取することで全体像を把握することができるはずであり，反対尋問を主尋問と別の期日で行わなければならないという理由があるのか，疑問を感じざるを得ない。

そのほかにも，公判前整理手続を導入すると同時に，刑事訴訟規則199条4第2項では，反対尋問は特段の事情のない限り主尋問終了後直ちに行わなければならないという文言を新たに入れるなど，さまざまな法や制度の改正が行われているので，報告書ではそういったことにも言及していただくことが重要なのではないかと思う。

最後に，日本司法支援センターに関する記述について，確かに，国選弁護制度の充実強化のためには日本司法支援センターの充実が重要な課題であり，そのこ

と自体を否定するつもりはないのだが、日本司法支援センターを充実すればすべて事足りるというわけではないのだから、むしろ、日本司法支援センターの態勢の充実とともに、弁護士会の態勢強化であったり、裁判所、弁護士会及び日本司法支援センターという関係機関の緊密な連携があって、はじめて国選弁護制度を充実強化していくことができるのだといったところもお入れいただいた方がよい。

(前田委員)

日本司法支援センターの、国選弁護人候補者の確保やそのための態勢を整えるという役割を果たすこと自体を否定するつもりはないが、国選弁護を日本司法支援センターが一手に全部引き受けているかのような誤解を与える表現になってはいないか。国選弁護を担っているのは個々の弁護士であり、個々の弁護士をはじめ、弁護士会も含めたトータルな態勢づくりをする必要があるのに、日本司法支援センターだけで、しかもスタッフ弁護士だけで国選弁護を行うのが良いようなニュアンスがあり、表現ぶりに注意されたい。

(酒巻委員)

刑事弁護の関係では、日本司法支援センターの業務の重要部分は国選弁護を供給することなのだが、これには、個々の弁護士をはじめ、関係するすべての法律家の協力が重要だというのは皆さんの御指摘のとおりだと思う。この資料は、それを大前提として、特に弁護士会や日本司法支援センターに頑張ってもらいたいという趣旨なのだろう。

(戸倉審議官)

現在指摘されている長期化要因については、確かに公判前整理手続の施行や裁判員制度の新設により解消していく問題も多いと思われるが、これらの手続を担っていく態勢が何ら変化しないのであれば、いくら新しい制度を作っても機能しないと思われる。もちろん、現在、法曹三者が努力していることを当然の前提としながら、新しい制度がきちんと予定した方向で機能するように、これからも態勢作りをしていかなければ、新しい制度ができたからといって安心はできないと

いうメッセージに重点を置いている。ただし，文章については，御指摘を踏まえて更に検討したい。

（酒巻委員）

河村委員御指摘のとおり，自白の任意性が争いになった事件に関する記述で，取調官についての証人尋問が，全体の証人尋問の中でどの程度長期化要因として効いているかということについては，背景事情についての説明をしたり，数値を示したりしないと，読む人に誤解を与えるおそれがあるだろう。

それから，全体についてだが，これまでの検討会でも何度も話題になり，今回の資料でも，今後，公判前整理手続がうまくいけば，あるいは裁判員制度のもとでは，今までのような証人尋問期日を何回も繰り返すようなやり方は無理だということが書いてある。確かに，この点，新しい制度が理想どおりに動いていけば良いのだが，制度として一応道具立てはそろっても，結局，それを動かす者の意識を変えてもらわないことには，本当にうまく動いていくかどうか不安なところがある。この点，資料では，全体を通して，かなりの問題が裁判員裁判や公判前整理手続が理想的に動けばうまく解消されていくだろうというトーンで書かれているが，余り強調しすぎるのも，やや楽観的すぎるという印象を持っている。

もう一つは，すべての刑事事件について一様に裁判員裁判の場合のような連日開廷をやるわけではないので，裁判員裁判対象事件でないものについては，今後一体どうなるのかということである。裁判員裁判での審理のやり方が今後は刑事裁判の本来的なやり方になるという大きな流れができれば，裁判員裁判以外の事件も含めて，これまで指摘されてきた証人尋問絡みの問題などは次第に解消の方向に向かうのだろうが，裁判官が事実認定をするために証拠書類をじっくり読み込むという，これまで60年間続いてきたやり方が一朝一夕に解消するとも思えない。

（前田委員）

要因分析でいろいろ指摘されていること自体についてはほとんど争いがないと

思うが、それが長期化の要因として現実に実証的にどのくらい現れているのか。例えば、必要でない証人を調べれば審理期間は長くなるのだろうが、長引いた事件が現実にそうだったかという検証まではきちんとなされていないのではないか。私の経験では証人の数が多いことが必ずしも長期化につながるわけではないという実感がある。

次に、13ページの公判前整理手続の記述中、弁護人の態勢の確立が課題であると書いてある点に関して、例えば、検察官はかなりの人数が公判前整理のために投入されている一方、被告人側は、普通の被告人の方は、多数の弁護人を依頼することはできないし、特に国選弁護の場合は弁護人は一人が原則であり、そういう意味では、そもそも弁護態勢自体が人的にぜい弱な構造になっている。したがって、複数弁護人を確保するなどの人的態勢についての保障が必要であるし、また、ささいなことだが、今の国選弁護報酬の体系では、多くの証拠を検察官から開示していただいても謄写費用が一部しか国庫負担されないような状況であり、費用面においても保障が必要だろう。被告人自身の努力や意識改革も必要であるが、こういった制度的な保障がやはり必要であるという点にも、若干目配りした記述をしていただきたい。

(高橋座長)

そもそも、刑事事件では2年を超える事件がそう多いわけではなく、深入りしてしまうと個別事件についての分析になってしまうから、余り裏付け的なものは出しにくいし、データのなところに踏み込みにくいのだろう。

(前田委員)

13ページの最後の段落に、弁護人が手の内を明らかにしないで、検察官立証全体を見てその弱点を突くという戦術をとることが制度上否定されないとの記述があるが、弁護人がそのような戦術をとったから長期化したように受け取られる可能性があるのではないか。

(戸倉審議官)

本検討会では、実務感覚として、期日回数が多い事件が長期化していると言われており、第1回報告書において、長期化する事件では証人尋問や被告人質問の回数が多いことが見えてきた。善しあしや必要性等は度外視して、我々の経験に基づいて、こういう場合には期日回数が増えており、こういう場合には証人が多くなっていたという要因を整理している。そして、例えば、争点が複雑で論点も多い事案においては、一定の数の証人を調べるのは当然であるという前提で書いているつもりである。ただし、仮定の問題として、事前準備や争点整理がうまくいかなかったために立証範囲が広がり、その結果、それに対する証拠が増えてい場合もあれば、争点はある程度絞ったが、尋問事項や尋問の細かさなどが後から見るとここまで必要だったのかという場合もあるだろうから、そういうものを一応ニュートラルに出して、争点整理がうまくいかなかったことについて、今のシステムではこうならざるを得ないという構造的な原因があったのではないかという観点で分析している。

3回目、4回目以降の報告書では、当事者側の考え方や立場からはどうしてもこうなるのだというあたりを吸い上げて、またここで議論いただき、最終的な基盤整備としての方向性を検討する資料にしていきたいと考えている。

(秋葉委員)

実務では既に裁判員対象事件以外でも公判前整理手続に付してきて、私も、対象以外の事件で3件ほど公判前整理手続に付したり、実際にも証人尋問をしている。特に、争われている事件では、公判前整理手続はかなり積極的に利用されていて、効果も上がっており、集中して短期間で審理を終えることに役立っているというのが実感だ。検察官側も公判前整理手続に付すことに積極的であり、弁護士側も積極的に対応していただいているというのが実務の現状だと思う。したがって、公判前整理手続の活用による審理期間の短縮という点については、私は少し楽観的に見ている。ただ、いかんせん、まだ公判前整理手続の運用については手探りの状態であり、もう少し軌道に乗せていく必要はあるだろう。

それから、予断排除に関して、私の印象では、やはり以前は予断排除の原則がもう少し強く考えられていて、実際には、裁判官が検察官や弁護人に対して、具体的な事実まで踏み込んで争点がどこかを聞くことにはためらいがあったのだと思う。実際に聞いたときに、弁護人から、予断排除の原則に反するのではないのかと批判を受けたこともある。したがって、どうしても裁判所としては踏み込んでいけなかった部分があると考えられてきたことは、間違いないと思う。ところが、まさにその点の意識改革をするために今回の法改正が行われて、それが現実意識改革につながってきているというのが現状ではないかと思う。

次に、任意性を争う事件に関してだが、刑事ではもともと長期にわたる事件が少ないので、その中で長期にわたっている事件に絞って見てみると、やはり任意性が争われた事件については、公判期日を3回、4回と入れざるを得ないというのは事実だろう。それが1回で結審することができればその分審理期間が短くなるのは間違いない。私の経験から言っても、被告人質問だけをやって任意性ありと判断されるような事件を除いても、年に一、二件程度は任意性を争う事件があったと思う。ということは、そういうパターンの事件はやはり長期化する傾向があって、そこに何らかの対策をとっていかねばならないという側面はあるのではないか。

(飯田委員)

公判前整理手続は、裁判員裁判対象事件ではないものにもどんどん適用されていくと考えて良いのか。

(河村委員)

ふさわしいもの、必要な場合には適用されると考えていただいて良いと思う。

(飯田委員)

そうすると、多分、一般の人の余り知らない分野なので、裁判員裁判対象事件以外でも公判前整理手続を適用するようになる、ということは説明していただいた方が良いでしょう。もし、多くの事件が公判前整理手続という新しい手続によっ

てだれにも等しくその利点を使えるのであるとすれば，そういう説明を入れていただいたら良いと思う。

(酒巻委員)

公判前整理手続を用いることにより，そこに組み込まれている完備した証拠開示の制度を利用することができるので，弁護士にとってもメリットが大きいと思われる。

(戸倉審議官)

事件が公判前整理手続に付されると，弁護人も一定期間はその仕事に専念しなければならないし，第1回公判期日後も連日開廷に対応できる態勢が必要となり，昔のタイプの，並行して民事事件をやりつつ，一か月おきの審理に対応するやり方だと，即座に対応しろと言われてもかなり無理が生じるのではないかという不安がある。現実問題としても，制度の施行直後は，公判前整理手続に付された事件では弁護士がかなり無理な仕事の仕方をして何とか対処したというように新聞などでも取り上げられたこともある。そこで，平成21年に向けて公判前整理手続に付す事件を増やしていき，最終的には，裁判員裁判対象事件は全件公判前整理手続に付し，かつ，そのほかの事件についても必要なものは公判前整理手続を連日的開廷とセットでやるという態勢が果たしてできるのかということは，法曹三者に共通した一つの課題事項だろう。

(高橋座長)

次に，先ほどの前田委員御指摘の，弁護人が頑張れるための態勢整備が必要だという意見についてはどうか。

(戸倉審議官)

複数弁護の話も，従来，裁判所が国選弁護人を選任していたときには，そう多くなかったように思うが，特に裁判員裁判や公判前整理の場合は，仕事のやり方も集中的なものに変わるため，従来のような考え方ではまかないきれない部分も当然出てくるだろうから，それなりの手当てがいるという意見もそれなりの合理

性を持つ場合もあるだろう。

(高橋座長)

制度は作っても人の問題は残るという点は、私なりに組みかえると、今でも刑事事件は2年以内でおさまっている事件が圧倒的に多く、現行刑事訴訟法はいろいろ不備はあるとはいえ、その範囲でできないことはないのに、やはり現実に来ていない事件はある。そうだとすれば、公判前整理手続ができて道具がさらによくなったとしても、やはりできない事件はあり得るのではないかというのが酒巻委員の御意見で、多くの事件は大丈夫だというのが秋葉委員の御意見で、私はこれは別に矛盾してないと思う。

(戸倉審議官)

弁護の現実の態勢については、この部分にはこういう問題があるから、新しい制度の下でもどうしても審理期間が長くなるということは、はっきりさせておくべきだと思っている。態勢や制度の整っていないところで、無理をすると、検察官側の立証が不十分になるとか、被告人側でも被告人のために十分に防御権を行使できないということになるおそれがある。今の制度の中で審理期間が長くなる原因があるならば、まずそれを明らかにする、ということが大事だろう。

(中尾委員)

もちろん刑事弁護の人的な数の確保は最大の課題なのだが、一般的な国選弁護報酬額が以前よりも低額化されたというあたりの不満もあり、弁護士会の議論の中でも、全体的に、国選弁護人が刑事弁護に専念できる態勢、ある意味で経済的な分野でサポートするような制度改革が必要だという話になっている。

(秋吉委員)

否認事件の審理イメージに関する部分で、「被告人質問にも平均2～3回の公判期日を要している」とあり、否認されれば1期日では被告人質問は終わらないというのが刑事事件の常なのだろう。そこで、公判前整理手続が導入されることにより、大きな事件は非常に短縮化されると思うが、それ以外の否認事件がこのま

ま「否認事件の8・9月の平均審理期間」として残って良いかという点、やはりそうではないだろう。否認事件であれば、被告人質問のための公判期日が平均二、三回必要となるということは、何かあると1回の期日では終わらないという刑事事件特有の要因があり、それが、2年を超える事件の中で証人尋問や被告人質問が何期日にもわたって繰り返されることの一つの原因になっていることが、ここを調べることで、ある程度浮き彫りになるのではないかと思う。

関連して質問させていただきたいのだが、ここでいう否認には、一部否認も含まれているのか。また、被告人質問の中には、本格的な被告人質問の前に、物証などを示してその関連性について聞くということもあると思うが、そのようなケースも含んでいるのか。そのようなケースも含めて、被告人質問に平均二、三回の公判期日を要しているというのであればよく分かるのだが、そのようなケースを含まずに、一部否認の場合でも平均して被告人質問が二、三回となるのであれば、なぜそのような事情が見受けられるのか、もう少し具体的に教えていただくとありがたい。

(伊藤刑事局第一課長)

統計の関係では、否認事件には一部否認事件も含まれている。また、被告人質問と書いてあるものには、本格的に1～2時間かけてやるものも入るが、一言で済むような質問、例えば凶器を示して、「これはあなたのものですか」と聞くことも入っている。したがって、普通の否認事件で、被告人質問が何期日か続いているというイメージでは必ずしもない。

(前田委員)

13ページの公判前整理手続の記述について、ウの直前の段落で「検察官及び被告人側双方に証拠開示義務と公判前の主張明示義務が課された」という記述になっていて、確かにそういう側面があることは間違いないのだけれど、証拠開示や主張明示というのは、主として検察官側に対して、後出しではなくて事前に示しなさいという意味合いであり、被告人側の義務は、検察官における証拠開示義

務と証明予定事実の先出しというのとはちょっと違う。この書きぶりだと、被告人側にも対等に応答義務があるようなニュアンスが若干出ており、違和感がある。

(河村委員)

被告人側に応答義務がないのかと言われると、主張内容を明らかにするという意味では、ないともいえないだろう。

(戸倉審議官)

もちろん、文脈に応じた書きぶりをしているが、誤解を与えるようなことはないように検討したい。

諸外国における審理期間に関する実情等について

戸倉審議官から、資料2に基づいて、諸外国における審理期間に関する実情等について説明がされた。

(中尾委員)

15ページから、いわゆる弁護士報酬制度に関する記載があるが、外国においてはともかく、我が国の弁護士の実感としては、依頼者のために早期に解決したいという動機が働くことはあっても、弁護士費用を増やすために審理期間を延ばすという動機が働くことは、まず考えられない。

また、タイムチャージという制度に関しても、期間が長くかかるとそれだけクライアントの払う報酬が多くなるわけであり、クライアントとしては、早く終わらせて経済的負担を軽くしたいだろうから、むしろ審理期間を縮小する方向での圧がかかるという見方もある。

同じように、イギリスの法律扶助制度に関しても、制度そのものが長期化に結びついているとは言えないと思う。

いずれも、インタビューを受けた方がそのような発言をしたり、御指摘のような現象が一部にあることも分かるが、書きぶりを工夫していただきたい。

(高橋座長)

この部分は報告書の中でどのような位置づけを予定しているのか。例えば、付

録的なものか。

(戸倉審議官)

日本の民事裁判と対比させながら紹介したいと思っている。外国の制度にもプラスの面とマイナスの面があり、例えば御指摘のタイムチャージなどは本来短縮化する要因となるべき点もある。日本でもタイムチャージが審理期間の長期化につながるなどというつもりはない。

(山本委員)

ここで言われていることがその国において本当にそうなのか、さらに日本との関係でそれが一体どうなのかということについては、本来、相当深く踏み込んで分析する必要がある。例えば、一例として、敗訴者負担の関係では、イギリスではこの敗訴者負担制度が平均審理期間を長期化させてきたという証言があったとのことだが、アメリカなどではかなりロー・アンド・エコノミクスの分析とか、あるいは実証研究などもされていて、むしろ、敗訴者負担制度は和解を促進して、審理期間に与える影響としては短縮化要因として働くというようなことも言われている。イギリスのほかの制度的な状況を前提にすれば、長期化要因として機能する側面もあるのかもしれないが、いずれにしても、これは、さらに、それぞれの国のほかの制度を含めて、前提となる制度がどうなればどう機能するのかということ进行分析するための資料の一つにすぎない。ただ、こういう観点から制度や現状などを分析した研究というのは余りないので、研究の手がかりになる可能性という意味では興味深く読ませていただいたが、書きぶりは注意する必要がある。

(戸倉審議官)

この資料は、制度や社会的背景が異なる外国の状況などを参考とすれば、多角的な検証に役立つのではないかと考えて調べたものであり、断定的なものではない。参考資料のような扱いや付録的な位置付けとすることも検討していきたい。

(秋吉委員)

付録として、「外国に比べて日本の裁判は長いのではないか」という意見に対して、諸外国全体のバランスとしてはこうなっているとか、外国でもこのくらいは審理期間がかかっているといった視野や知見を一般の方に示す意味では、おもしろい資料だと思う。

(河村委員)

付録として扱っていただくとしても、これが最高裁の資料だと誤解する向きがあるので、書きぶりには注意していただく必要がある。

(酒巻委員)

それぞれの国の訴訟制度には様々な背景があり、前提となる背景事情などをしっかり説明する必要があると思う。

(高橋座長)

軽い読み物として、インタビュー結果であるということを明記すべきであろう。

(飯田委員)

ジャーナリズムの観点からは、非常に関心がある。外国ではこうなのかと理解を深めるという効果はかなりあると思う。

ただし、どれもソースが明らかになっていない。個人の発言であることがきちんと分かれば問題はないだろうから、だれの調査結果かを明示するというやり方もあるのではないか。

(戸倉審議官)

いただいた御意見を踏まえて、取り扱いも含めて検討させていただきたい。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第21回 平成19年7月24日(火)午後3時から午後5時まで

(以上)